



令和8年度 臨時的任用講師等

大募集



《例えば》

- 今まで違う仕事だった、または仕事をしていなかったけど、教員免許を生かし、学校での勤務を検討している方
- 採用試験が終わった後に、学校での勤務を考えている方
- 現在、学校に講師等で勤務しているが、近々、任用期間が終わるので、次の学校を探している方

《任用条件等》

- 募集対象：教員免許状を持っている方で年齢制限なし
○給与：◆臨時的任用講師(例)→月額 270,200円

大卒後、民間会社等経験年数8年程度の場合

- 経験年数等により給与月額が上がり、諸手当もつきます。
- 別途、勤務期間等に応じて期末・勤勉手当も支給します。

◆会計年度任用講師→時給 2,860円

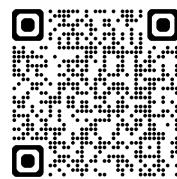
◇ご不明な点は、下記の問合せ先にお電話ください。

◇登録後、任用等については、学校や教育委員会から連絡があります。

子ども達と共に、子ども達の未来のために…

- 令和8年度（令和8年4月1日～）の任用を希望される方は、令和7年12月31日までに「講師登録システム」に登録をお願いします。現在、システムに登録されている方や講師として勤務されている方も、再度登録が必要です。
(R8の登録は10月1日より運用開始予定です↓)

- 電子申請システムでの登録が難しい場合は、
ホームページより登録票をダウンロードし、
教職員課へ郵送又は持参してください。



宮崎県 臨時的任用講師募集



<募集HP>

<登録システム>

《問合せ先》

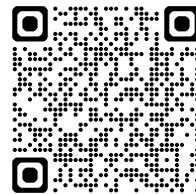
宮崎県教育庁教職員課 県立学校人事担当 (0985) 44-4715
小中学校人事担当 (0985) 44-4714

〈教員免許状〉 更新制の解消と再授与について

- 令和4年7月1日に教員免許更新制が解消されました。
- 令和4年7月1日時点で有効な免許状は、今後手続なく有効期限のない免許状となります。
- 教員免許状が有効または失効いずれの場合も、更新講習の受講は今後不要です。
- 令和4年6月30日までに期限切れ失効した免許状の効力は、自動的には回復しません。
「再授与申請」により免許状の再取得が可能です。



免許状の有効性や再授与申請書類は
県のホームページでご確認ください！



宮崎県 教員免許更新制の解消と再授与について **検索**

<教員免許有効性>

Q&A

その他、免許状以外でもご質問は
お気軽に教職員課へ！



- Q1** 再授与申請後、免許状発行までにどれくらい時間がかかりますか。
A1 1か月程かかります。
- Q2** 県外で免許状を取得し、現在宮崎県に住んでいる場合、免許状の再授与申請は、どこにすればよいですか。
A2 免許状の授与（取得）申請は、教員として勤務する勤務（予定）地の都道府県教育委員会、または、住所地の都道府県教育委員会で行うのが一般的です。必ずしも失効した所有免許状の授与権者と同じ都道府県教育委員会に申請する必要はありませんが、同じであれば申請書類を省略することができます。
- Q3** 免許状を複数所持している際、申請書類や手数料はそれぞれに必要ですか。
A3 それぞれに必要です。
- Q4** 結婚等により所持する免許状と現在の姓が異なる際、手続きは必要ですか。
A4 氏名変更は任意のため、旧姓のままでも有効です。
宮崎県教育委員会で授与された免許状であれば、教職員課へ書換申請することで氏名変更が可能です。



免許状
問合せ先

〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁 教職員課 管理担当

TEL: 0985-26-7240